

育児について相談したいとき

問 子ども健康課 Children's Health and Welfare Section ☎ 018-883-1174 018-883-1175

こんにちは赤ちゃん訪問

Konnichiwa Aka-chan Service : Hello Baby Visit

助産師や保健師が、生後4か月(3か月末)までの赤ちゃんのいるご家庭に訪問し、無料でお母さんの体や育児の相談に応じます。詳しくは、妊娠届や出生届の時に配布されるリーフレットをご覧ください。産後、早めの訪問を希望するかたは、子ども健康課までお電話ください。

産後のママトーク

Talks for Mothers Post-Delivery

産後6か月頃(一部産後1年)までのお母さんが対象です。助産師さんを囲んで、産後の心や身体のこと、毎日の育児についてなど、ママ同士でおしゃべりしてみませんか。日程は広報あきたでお知らせします。

育児相談

Child-Care Counseling

保健師、栄養士、歯科衛生士が子育ての相談に応じます(毎月1回)。日程は広報あきたでお知らせします。

発達相談：〔すくすく☆キッズ(面接相談)〕または〔すくすく電話相談室〕

Child Development Counseling

3歳児健診以降から就学前までのお子さんへの関わり方等について、臨床心理士が面接または電話により、発達の相談に応じます(月2回程度予約制)。日程等については、子ども健康課までお電話ください。

子育てについての教室

問 子ども健康課 Children's Health and Welfare Section ☎ 018-883-1174

お子さんが健康に成長できるように、子育てについてのさまざまな教室を開催しています。教室に参加して、子育て中のかたと交流を深めましょう。

教室名	対象	実施会場	内容
初期離乳食教室 Classes on How to Cook Baby Foods (Early Stages)	4～5か月の乳児と 保護者	市保健 センター	○講話・試食・個別相談 ○簡単な調理実習(初期離乳食教室) ○歯の手入れの仕方 (中期・後期離乳食教室)
中期離乳食教室 Classes on How to Cook Baby Foods (Middle Stages)	6～7か月の乳児と 保護者		
後期離乳食教室 Classes on How to Cook Baby Foods (Advanced Stages)	8～11か月の 乳児と保護者		
むし歯予防教室 Cavity Prevention Class	10か月～1歳 1か月の幼児と 保護者		○歯科衛生士・栄養士の講話・個別相談 ○歯みがきの実技指導
	乳幼児と保護者		○歯科医師の講話・公開相談 ○フッ化物塗布体験(希望幼児) ◎託児あり
幼児食教室 Learning How to Cook for Babies & Toddlers	1歳6か月～2歳2か月 までの幼児と保護者		○栄養士の講話・食に関する 体験学習・試食・個別相談 ◎託児あり
	2歳～就学前まで の幼児と保護者		○栄養士の講話・運動実技・試食・ 個別相談 ◎託児あり

在宅子育てサポート事業

Home Child Care Support Project

秋田市に住民票があり、保育所(園)や幼稚園等に入所(園)していない、就学前のお子さんを在宅子育てしているご家庭に、複数の子育て支援サービスを受けられるクーポン券を交付します。

Discounts for several child care services are available for families with young children who are registered residents of Akita City and whose children are not currently enrolled in preschool or kindergarten.



1 子育てサポートクーポン券

就学前のお子さん一人に対して、クーポン券22枚と大森山動物園年間パスポート引換券1枚をセットで交付します。

●申請に必要なもの

お子さんの名前と生年月日、住所が確認できるもの(健康保険証等)、印鑑(認め印可)

●申請窓口

子ども未来センター、子ども育成課、北部市民サービスセンター、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、公立保育所(6か所)

2 多子世帯サポートクーポン券

平成30年4月2日以降に生まれ、保育所(園)や幼稚園等に入所(園)していない就学前の第3子以降のお子さんとそのお子さんを含めた3人以上のお子さんのいる世帯に対して15,000円分のクーポン券を交付します。

●申請に必要なもの

お子さん(同一世帯のお子さん全員)の名前と生年月日、住所が確認できるもの(健康保険証等)、印鑑(認め印可)

●申請窓口

子ども未来センター、子ども育成課

クーポン券利用プランについて

クーポン券は親子で出かける日帰り遠足プラン、保育施設などの一時預かりプラン、対象となる絵本(市指定40冊)の引き換えプラン、記念写真を撮影する際に利用できる写真プラン、大森山動物園とザ・ブーンへの入場料に利用できる公共施設利用プラン、病児保育を利用できる病児預かりプラン、子育てタクシーを利用できるプランの7つのプランから、好きなプランに利用できます。

問 子ども未来センター Children's Mirai Center

☎ 018-887-5340

あきた子育てふれあいカード(子育て家庭優待事業) Akita Child-Care FUREAI Card

中学生以下のお子さんや妊婦さんがいる世帯を対象に「あきた子育てふれあいカード」を配布しています。

カードを協賛店で提示すると、割引や景品のプレゼントといった、協賛店が用意した優待サービスを受けることができます。協賛店では、子育て家庭を応援するサービスを用意しています。

県・市町村・商工団体がみんなで子育て家庭を応援します。

事業内容等の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/yutai-info/>

問 子ども総務課 Child-Care General Affairs Section

☎ 018-888-5687



ブックスタート推進事業

Book-Start Promotion Programs

秋田市在住の、満4か月以上1歳未満のお子さんとその保護者を対象に、絵本の読み聞かせとともにブックスタートパックをさしあげます。ブックスタートパックには、絵本2冊、赤ちゃんのためのブックリストなどが入っています。事前予約は不要ですので、ご都合の良い開催日と会場を選んでお越しください。

※すでに対象の絵本を持っている方には代替本を準備しております。

●開催会場

フォンテ文庫、市立図書館、公立保育所、各市民サービスセンター子育て交流ひろば、子ども未来センター

●必要なもの

参加申込書(出生届提出の際に窓口でお渡ししています)、母子健康手帳
事業内容の詳細や開催日等については、秋田市ホームページをご覧ください。

問 子ども育成課 Child Rearing Support Section

☎ 018-888-5692



ふれあいさん派遣事業

FUREAI Visitation Programs

病気やけが、産前産後などで家事援助や介助が必要な世帯に、短期間、単発で生活支援をするために、ふれあいさんを派遣します。申し込みや相談は、電話でお問い合わせください。

●派遣時間

月曜日～土曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00

●利用料

1時間500円(以降30分ごとに250円)

●利用時間

1日4時間まで、原則2週間まで(必要に応じて相談)。なお、産後については連続して21日まで延長可。

問 秋田市社会福祉協議会 Akita City Social Welfare Committee

☎ 018-862-7445

子育てタクシー

Child-Care Taxi

通常のタクシー料金で、研修を受けたタクシードライバーが、乳幼児を伴う外出のサポートや、お子さんだけの送迎を保護者の代わりに責任を持って行います。事前に利用登録が必要です。

詳しくは、各タクシー運行会社へお問い合わせください。

Taxi services, are provided by trained taxi drivers at the same cost as a standard taxi fare, where a driver can pick-up parents who are in need of with babies or children who are not accompanied by a chaperoned parent. Pre-registration is necessary for this service.

問 各タクシー会社へお問い合わせください。

●対象

妊婦、0～15歳のお子さんとその保護者

子育てクーポン券(在宅子育てサポートクーポン券、多子世帯サポートクーポン券)が使えます。

※クーポン券が使えるのは、就学前のお子さんが乗車する時に限ります。(このとりコースを利用する時を除く)



「かんばんーコース」 荷物の多いお子さんとの外出時に、ベビーカーや荷物の積み降ろし、玄関先までお荷物を運ぶなどのお手伝いをします。	「ひよこコース」 通園、通学、通塾、祖父母宅への送迎など、お子さんひとりでの移動をお手伝いします。送迎終了時は電話で報告をします。
「このとりコース」 妊婦健診時や陣痛がきた時に、医療機関への移動、荷物の積み降ろし、受付などをお手伝いします。	「ふくろうコース」 夜間のお子さんの急な発熱等のトラブル時に、夜間救急外来がある医療機関への移動をお手伝いします。

事業者名	住所	電話番号
秋田合同タクシー(株)	秋田市八橋南一丁目3-22	018-864-1227
あさひ自動車(株)	秋田市牛島西一丁目1-11	018-834-5555
国際タクシー(株)	秋田市榎山本町3-3	018-833-5931
新昭和タクシー(株) ※金足・下新城地区のみ運行	湯上市飯田川下虻川字街道下1-5	018-877-6864

※新昭和タクシー(株)では、子育てクーポン券の使用はできません。

託児グループの活動

day-care groups

秋田市内にある託児グループでも、お子さんをお預かりしています。

名称	連絡先
NPO法人子育て・高齢者介護サポート ばっけの会	018-834-4733(ひよっこサロン・病児病後児室子っこルーム)
NPO法人子育て応援Seed	018-828-3167
NPO法人秋田育さぼドリームエンジェル	018-886-3718
NPO法人ここはぐ	070-1148-5589
子育てサポート チャイルドママくらぶ	018-839-3563(船山) 018-835-9638(和田)
保育サポート エンジェルキッズF	018-863-7851(下田) 018-836-0375(穴戸)



問 秋田市東通仲町4番1号秋田拠点センターアルヴェ5階(子ども未来センター内)

☎ 018-887-5336

●受付時間 平日9:00～18:00／土9:00～17:00 (お休み 日・祝日、12/29～1/3)

こんなときにお子さんをお預かりする活動をします

相互援助活動の例

お迎え	リフレッシュ	病児	早朝・夜間	お泊まり
仕事で、 保育所のお迎えが 出来ない…	習い事、PTA、通院、 求職活動、買物等	子どもの熱は下がった けど、保育所は無理。 仕事は休めない…	早朝(夜間)に仕事 があって子どもを 見てほしい…	出張の予定があり、 泊まりがけで預っ てほしい…

利用料金

入会費・年会費／なし

区分	料金
基本(6:00～22:00)	1時間あたり600円
早朝・夜間(上記以外の時間)	1時間あたり800円
宿泊(22:00～翌日6:00)	1泊5,000円
病児の預かり(6:00～22:00)	1時間あたり800円

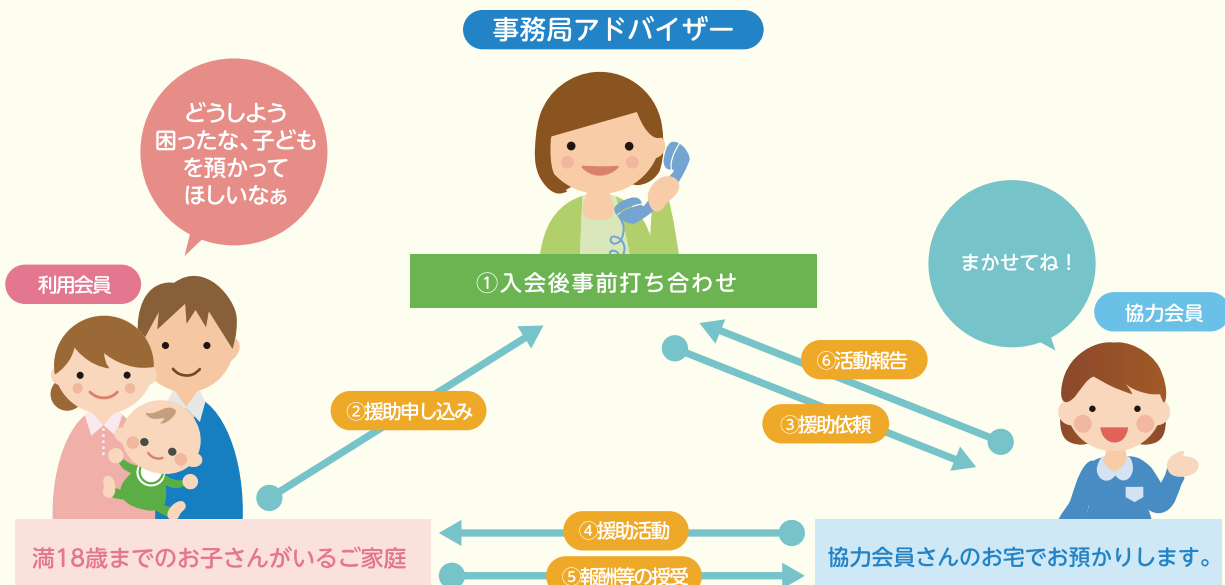
利用料の半額助成を受けることができます

お子さんのお預かりを依頼した協力会員さんへ利用料の半額を、お支払いください。利用会員さんが行う申請手続を、協力会員さんが代行します。

ファミリー・サポート・センターのしくみ

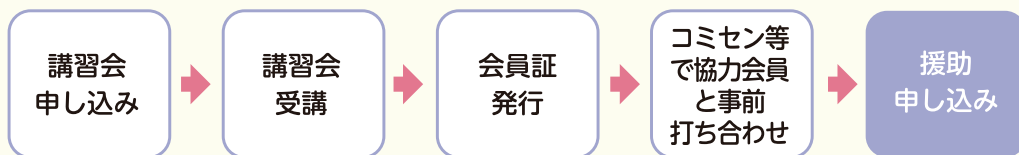
ファミリー・サポート・センターは、子どもを預かってほしいかた(利用会員)と子どもを預かってくれるかた(協力会員)からなる会員制の相互援助活動です。

The Akita City Family-Support Center is a system requiring pre-registration and an understanding of the Rules of Use, wherein daycare services are provided for registered members and are introduced to supporting members, who live in the local community.



利用会員に登録しましょう

利用会員登録の流れ



「必ず事前に受講のお申し込みをしてください。
その際、託児が必要な場合は忘れずにお話してください。」

- 受講料／無料
- 持ち物／母子健康手帳・写真2.5X2.5 (cm)
印鑑・筆記用具

令和2年度利用会員講習会日程表

月日 (曜日)	時間	講習会場	託児
4月 8日(水)	14:00~16:00	洋室C2	○
4月11日(土)	10:00~12:00	相談室1	
4月21日(火)	10:00~12:00	洋室C2	○
4月25日(土)	14:00~16:00	相談室1	
5月 9日(土)	14:00~16:00	相談室1	
5月15日(金)	14:00~16:00	洋室B	○
5月23日(土)	10:00~12:00	相談室1	
5月26日(火)	10:00~12:00	洋室B	○
6月 6日(土)	10:00~12:00	相談室1	
6月10日(水)	14:00~16:00	洋室B	○
6月20日(土)	14:00~16:00	相談室1	
6月22日(月)	10:00~12:00	洋室B	○
7月 1日(水)	14:00~16:00	洋室B	○
7月 4日(土)	14:00~16:00	相談室1	
7月18日(土)	10:00~12:00	相談室1	
7月21日(火)	10:00~12:00	洋室C2	○
8月 1日(土)	14:00~16:00	相談室1	
8月 5日(水)	14:00~16:00	洋室C2	○
8月22日(土)	10:00~12:00	相談室1	
8月25日(火)	10:00~12:00	洋室C2	○
9月 9日(水)	14:00~16:00	洋室B	○
9月12日(土)	14:00~16:00	相談室1	
9月26日(土)	10:00~12:00	相談室1	
9月28日(月)	10:00~12:00	洋室B	○

月日 (曜日)	時間	講習会場	託児
10月 6日(火)	10:00~12:00	洋室B	○
10月10日(土)	10:00~12:00	相談室1	
10月21日(水)	14:00~16:00	洋室B	○
10月31日(土)	14:00~16:00	相談室1	
11月 4日(水)	14:00~16:00	洋室C2	○
11月14日(土)	10:00~12:00	相談室1	
11月17日(火)	10:00~12:00	洋室B	○
11月28日(土)	14:00~16:00	相談室1	
12月 1日(火)	10:00~12:00	洋室B	○
12月 5日(土)	10:00~12:00	相談室1	
12月21日(月)	14:00~16:00	洋室B	○
12月26日(土)	14:00~16:00	相談室1	
1月13日(水)	14:00~16:00	洋室B	○
1月16日(土)	14:00~16:00	相談室1	
1月19日(火)	10:00~12:00	洋室B	○
1月30日(土)	10:00~12:00	相談室1	
2月 3日(水)	14:00~16:00	洋室B	○
2月13日(土)	14:00~16:00	相談室1	
2月16日(火)	10:00~12:00	洋室B	○
2月27日(土)	10:00~12:00	相談室1	
3月 8日(月)	14:00~16:00	洋室B	○
3月13日(土)	10:00~12:00	相談室1	
3月23日(火)	10:00~12:00	洋室B	○
3月27日(土)	14:00~16:00	相談室1	

- 日程は変更となる場合もあります。
- 会場は全て秋田拠点センターアルヴェです。
- 託児には定員があります。(先着順)



デイケア

「たまには、子育てから開放されてショッピングにでも行きたい」などと思うことはありませんか。赤十字乳児院では、そんな子育て中のお母さんたちをサポートするため、保育看護の専門スタッフが「ママにかわって安心保育」をモットーに、「デイケア」を実施しています。病院受診、家族の看護、休日就労、リフレッシュ等で利用できます。

問 秋田赤十字乳児院(広面字釣瓶町100-3)

☎ 018-884-1760

- 対象児 生後1か月児から3歳11か月児までの健康なお子さん(服薬中の場合は除く)
- 利用時間 7:00～19:00
- 料 金

利用日	保育料	
平日	3時間までの利用 1,500円 3時間以上 2,500円	●食事代(ミルク・昼食)は保育料に含む。 おやつ代は無料 ●早朝・夜間加算料金 7:00～8:00または 18:00～19:00の時間帯の利用は 500円の加算
土・日・祝日 12/29、12/30、1/4、1/5	3時間までの利用 2,000円 3時間以上 3,000円	

- 持ち物 おむつ、着がえ、印鑑、母子健康手帳(初回のみ)、お気に入りのおもちゃ、おしゃぶり等
 - 休業日 12/31～1/3、行事開催日等
 - 申込受付 利用日の1か月前から受け付けます。空きがあれば、当日受付可。
- ※入所児童等の状況によりお受けできない場合もあります。

ショートステイ

保護者の方が、病気、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどのため、一時的にお子さんの世話ができないときに、児童養護施設等でお願いいたします。ただし、お子さんが病気の場合はお預かりできません。詳しいことは子ども総務課へお問い合わせください。

問 子ども総務課 Child-Care General Affairs Section **☎ 018-888-5689**

- 利用期間 7日以内
- 実施施設

0歳～3歳まで………秋田赤十字乳児院	広面字釣瓶町100-3	☎018-884-1760
2歳以上～……………感恩講児童保育院	寺内神屋敷2-1	☎018-845-0483
小学校3年生まで…聖園天使園	保戸野すわ町1-58	☎018-823-2696
	秋田わかばハイム 南通築地2-6	☎018-832-3624
- 利用料

区分	2歳未満児	2歳以上児
市民税非課税世帯(ひとり親家庭・養育者家庭を含む)	1,100円	1,000円
一般世帯	10,700円	5,500円

※生活保護世帯(ひとり親家庭で市民税非課税世帯を含む)は無料

一時預かり

保護者のパート就労や通院、冠婚葬祭などの理由により、一時的にお子さんのお世話ができなくなったときには、保育所等で日中定員に余裕がある場合、お子さんをお預かりします。利用できる日数や利用料など、詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

問 直接各施設へお申し込みください

病児・病後児保育事業

お子さんが、病氣中または病氣の回復期であって安静が必要ときや、集団保育ができないときに、各施設でお預かりします。利用料など詳しくは、実施施設にお問い合わせください。

問 直接各施設へお申し込みください

●実施施設一覧

実施施設	住所	電話番号	対象児童	利用時間
市立秋田総合病院 病児保育園 あすなろ	秋田市川元山下町7-10	018-883-1520	0歳～小学生で、 病氣中の お子さん	7:00～18:00 (土日・祝日、 年末年始を除く) 延長は不可
中通総合病院 病児保育室	秋田市南通みその町3-15	018-833-1122		7:45～18:00 (土日・祝日、 年末年始を除く) 延長は不可
あきた保育園	秋田市南通築地2-6	018-833-4614	0歳～小学生で、 病氣の回復期に あるお子さん	施設に お問い合わせ ください
あおぞら幼保連携型 認定こども園	秋田市仁井田字仲谷地284	018-839-5375		
ナーサリーふじ	秋田市飯島西袋一丁目1-3	018-893-5880		

就職相談

Job-Hunting Guidance

ハローワーク秋田マザーズコーナー

Job-Hunting Guidance For Parents

●住所 秋田市中通二丁目3-8アトリオン3階ハローワークプラザ内 ☎ 018-836-9001

お子さんが遊べるキッズコーナーがあり、お子さんと一緒でもおひとりでも安心して就職相談できるハローワーク秋田の附属施設です。

ご利用時間

月曜日・金曜日 9:00～18:30 火曜日・水曜日・木曜日 9:00～17:15

原則第2・4土曜日(祝日除く) 10:00～17:00

※キッズコーナーのご利用時間は平日の9:00～17:00です。



利用者の性別、お子さんの年齢は問いません。また、お仕事を辞めてからブランクのあるかたや初めて就職活動されるかたにもきめ細やかな相談を行いますので、お気軽にご利用ください。

相談窓口は、ベビーカーも入るゆったりしたスペースを確保しております。



ひとり親家庭への各種支援制度 There are a number of support services for single-parent families.

ひとり親家庭に対し、下記の制度のほか、税の軽減、JR通勤定期乗車券の割引等、さまざまな支援制度があります。対象となる要件等、詳しくは子ども総務課へお気軽にご相談ください。

問 子ども総務課 Child-Care General Affairs Section ☎ 018-888-5690

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていないお子さん、もしくは父または母が障がいのある方であるお子さんに対して、福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

支給区分	全額支給
お子さん1人のとき	43,160円
お子さん2人のとき	53,350円
お子さん3人目以降	1人増加するごとに 6,110円加算

母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭・寡婦(かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方)の経済的自立とお子さんの福祉の向上のために、修学資金や就学支度資金等をお貸しします。

母子生活支援施設

18歳未満のお子さんを養育している母子家庭、またはこれに準ずる事情にある母子を保護し、自立を支援する児童福祉施設です。

居室を提供するほか、生活指導、就労指導、生活相談やお子さんの学習指導も行っています。負担金は課税状況によって異なります。

実施施設	住所	電話番号
秋田婦人ホーム	秋田市榎山 古川新町41-2	☎018-831-1467
秋田わかばハイム	秋田市 南通築地2-6	☎018-832-3624
秋田聖徳会 若草ハイム	秋田市 川元小川町1-4	☎018-823-1208

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練を受講した場合、受講に要した経費の60%が支給される事業です。ただし、その60%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給対象になりません。

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、特に就職に有利な資格取得を目指し短大等で修学する場合、修学に専念できるように生活費の負担を軽減するため、修学している間(最大3年間)、毎月10万円(市民税課税世帯は7万500円)を支給する事業です。対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士などです。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件で就業や転職につなぐために高卒認定試験の合格を目指す場合、民間業者などが実施する対象講座の受講費用の一部を助成します。

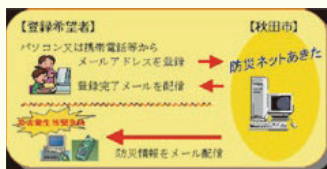
ひとり親家庭の児童に対する福祉医療

18歳未満でひとり親家庭のお子さんの医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。

問 防災安全対策課 Disaster Prevention and Safety Management Section ☎ 018-888-5434

秋田市災害時情報提供システム「防災ネットあきた」

メールアドレスを登録された方に対して、市内における避難勧告や避難指示(緊急)などの避難情報、災害情報などをメール配信するシステムです。



モバイルサイトからも申込みできます
<http://www.bousai-mail.jp/akita/>



災害用伝言ダイヤル171

事前契約不要。家族や知人間などの連絡に災害用伝言ダイヤルと災害用伝言板に登録したメッセージを文字と音声で相互に確認することが可能です。



赤ちゃんがいる家庭の防災対策

日頃の心がけ～お部屋の中の安全点検～

窓ガラスに飛び散り防止のフィルムを貼ったり、薄いカーテン一枚でも引いておきましょう。

家具の転倒や本などの飛び出しに気をつけましょう。

被災時の対応

- 保護者はできる限り子どもと一緒にいてあげる、話しかける、抱きしめるなどで安心させてあげましょう。
お気に入りの人形、絵本などのおもちゃがあるといいです。
- 母乳の場合はできるだけ飲ませ続けましょう。ミルクの場合は、お湯は必ず煮沸し衛生面に気をつけましょう。
ほ乳びんの消毒が難しいときは紙コップの利用もお勧めです。

赤ちゃんに役立つ防災用品(日頃から備蓄し、いざという時に持ち出せるようにしましょう)

- | | |
|--|---|
| ☐ 抱っこひも、おんぶひも
避難時装着できなくても持参を | ☐ 使い捨てカイロ
防寒や哺乳瓶の温めに |
| ☐ 粉ミルク
スティックタイプ、キューブタイプも準備 | ☐ 紙おむつ
月齢問わずLサイズなど大きめサイズがあると、吸水力があるので便利 |
| ☐ 液体ミルク
常温で飲ませることも可能 | ☐ おしりふき
おしりやからだふきに |
| ☐ ミルク用の水
調乳専用の純水や軟水のペットボトル | ☐ レジ袋
切り開いておむつカバー、エプロン、保温に |
| ☐ ほ乳びん
予備を1本備えましょう
使い捨てのものもあります | ☐ 大きなゴミ袋
穴をあけて首からかぶると、保温や授乳用ケープに |
| ☐ レトルトタイプのベビーフード
普段食べ慣れたメニュー | |



障がいのあるお子さんへの各種支援制度

We provide information on support and care for children, who are physically or mentally handicapped.

障がいのあるお子さんやそのご家庭に対してさまざまな支援制度があります。日常生活上の各種サービスや手続き等についてお気軽にご相談ください。

※秋田市障がい福祉課ホームページに、障がいのあるお子さんが利用できるサービス提供事業所の一覧を掲載しております。

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/shogaifukushi/1006068/1016155.html>

問 障がい福祉課 Welfare Section for the Disabled ☎ 018-888-5663 FAX 018-888-5664

障害児福祉手当

20歳未満で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とするかたに支給します。また、身体障害者手帳を所持していなくても、同程度の障がいのあるお子さんは対象となります。(本人および扶養義務者の所得制限あり。施設入所児は対象外。)

手当額 月額14,880円
年4回(2月、5月、8月、11月)支給

特別児童扶養手当

身体または知的に中程度以上の障がいのある20歳未満のお子さんを扶養している父や母、または父母に代わって養育しているかたに支給します。また、身体障害者手帳や療育手帳を所持していなくても同程度の障がいのあるお子さんは対象となります。(受給資格者および扶養義務者の所得制限あり。施設入所児は対象外。)

手当額 1級(重度障害児)月額52,500円
2級(中度障害児)月額34,970円
年3回(4月、8月、11月)支給

障害児通所支援

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、専門的なアドバイス等を受けることができます。身体に障がいのあるお子さん、知的または精神に障がいのあるお子さんおよび難病等に罹患しているお子さんが利用することができます。

障がい児すこやか療育支援事業

障害児通所支援のうち、未就学児を対象とした児童発達支援および医療型児童発達支援等を利用するお子さんの利用者負担額の2分の1を助成します。
*保護者の市民税所得割額による制限があります。

障がい児通所施設利用料無償化事業

障がいのあるお子さんについて、障がい児すこやか療育支援事業の助成後の利用者負担額を無償にします。

〈対象〉

- 平成30年4月2日以降に生まれたお子さん
- 平成28年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた第2子以降のお子さん(第1子が小学校6年生以下)

*保護者の市民税所得割額による制限があります。

重度心身障がい児の福祉医療

18歳未満で、身体障害者手帳1級～3級または療育手帳Aに該当するお子さんの医療費のうち保険診療の自己負担分を助成します。

難聴児補聴器購入費助成

18歳未満で、身体障害者手帳の交付対象にならない程度の難聴のお子さんの補聴器購入または修理費用の一部を助成します。(ただし、生活保護世帯を除く)

日中一時支援事業短期入所型

障がいのあるお子さんを介護するかたが、急病、冠婚葬祭または介護疲れなど一時的な理由で介護できない場合に、日帰りでお子さんを施設などでお預かりします。

自立支援医療(育成医療)

18歳未満で、身体上の障がいを有するか現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる場合、指定医療機関において受けた医療費の一部を公費で負担します。